

ふりがな入り

令和4年度障がい者を対象とした  
徳島県職員等採用選考考査受験案内

令和4年7月1日  
徳島県人事委員会

- ◎ 点字版の受験案内をご希望の方は、人事委員会事務局までお問い合わせください。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、試験日程や会場等を変更する場合は、徳島県職員採用案内ホームページ等でお知らせします。必ず事前にご確認ください。

- 第1次選考日 令和4年10月23日(日)
- 受付期間 8月4日(木)から8月22日(月)
- 電子申請(推奨) 8月4日午前8時30分から8月22日までに到達したものに限り有効
- 郵便申請 8月22日までの消印のあるものに限り有効
- ※持参による申込み、受付期間経過後の申込みは、一切受付いたしません。

- 1 試験区分、採用予定人員及び職務の内容
- 次の試験区分から1つを選択して受験してください。また、第2志望及び第3志望の選択は任意です。申込書を受理した後は、「選択した試験区分」の変更はできません。
- (1) 試験区分、採用予定人員
- 一般事務2名程度、学校事務1名程度、警察事務1名程度  
(採用予定人員は変更になる場合があります。)
- (2) 職務の内容
- 一般事務は、県の関係機関において、一般行政事務に従事します。

学校事務は、県内（へき地及び準へき地を含む。）の市町村  
立小・中学校において、学校事務に従事します。

警察事務は、警察本部又は警察署において、警察事務に従事  
します。

第1次選考の合格者の決定方法については、次のとおりで  
す。

(1) 試験区分ごとに高得点順に合格者を決定します。

(2) ただし、第1次選考合格者数に達しない試験区分があ  
る場合は最初に選択した試験区分における不合格者のう  
ち、当該試験区分を第2志望とした者を成績順に並べ、  
成績上位者から順に合格者を決定します。

(3) それでも、合格者数に達しない試験区分がある場合は、  
第3志望において、(2)と同様の措置を行います。

※第2次選考は、第1次選考の合格者を対象に試験区分ご  
とに実施します。

## 2 受験資格

(1) 次のア及びイに該当することが必要です。

ア 昭和61年4月2日から平成17年4月1日までに  
生まれた者

イ 次に掲げる手帳等の交付を受けている者（令和4年10月  
23日までに交付される見込みの者を含む。）

(ア) 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下  
「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の  
雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がい  
を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、  
ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイル  
スによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指  
定医によるものに限る。）

(イ) 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療  
育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神  
保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職  
業センターによる知的障がい者であることの判定書

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
(ウ) 精神障害者保健福祉手帳

じょうき てちょうとう じゅけん び どうじつ ゆうこう ひつよう  
※上記の手帳等は受験日当日において有効であることが必要です。  
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ゆうこう きげん ゆうこう きげん  
精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の  
こうしん て つづ じ かん よう ちゆう い  
更新手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

つぎ  
(2) 次のアからウのいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は  
その執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日  
から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はそ  
の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する  
せいとう た だんたい けつせい また かにゆう もの  
政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を  
う  
受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

せんこう にちじ かいじょうおよ ごうかくはつびょう  
3 選考の日時、会場及び合格発表

だい じ せんこう  
(1) 第1次選考

ア 日時

れいわ ねん がつ にち にち じ ぶんかいじょう  
令和4年10月23日（日）8時40分開場

こうさじかん かつじ じゅけん ばあい じ ぶん  
考査時間は、活字による受験の場合、9時10分から

じ ぶん てんじ じゅけん ばあい じ ぶん  
14時40分まで（点字による受験の場合は、9時10分  
から15時40分まで）

だい じ せんこう ひ つづ だい じ せんこう ろんぶん こうさおよ  
第1次選考に引き続いて、第2次選考の論文考査及び  
てきせいけんさ じっし  
適性検査を実施します。

イ 会場

とくしまけんしよくいんかいかん とくしましばんだいちょう ちょうめ  
徳島県職員会館（徳島市万代町3丁目5-3）

じどうしゃ らいじょう ばあい じゅけんもうしこみ  
※自動車によらなければ来場できない場合は、受験申込  
しょ むね きにゆう  
書にその旨を記入してください。

だい じ せんこう  
(2) 第2次選考

れいわ ねん がつ にち がつ にち じんじいいんかい  
令和4年11月24日から11月30日のうち人事委員会

が指定する1日。日時及び会場は、第1次選考合格者に別途通知します。

- (3) 合格発表  
徳島県庁西側の掲示板及び徳島県ホームページに合格者の受験番号を掲示します。  
第1次選考合格発表は11月上旬、第2次選考合格発表は12月中旬で、合格者にのみ、文書で通知します。  
合格通知については、合格発表日の翌日から3日以内に届かない場合は、速やかに連絡してください。

#### 4 選考種目、内容及び配点

第1次選考の教養考査及び第2次選考の論文考査は、点字による受験が可能です。

(1) 第1次選考（教養考査）

公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然等）及び知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）について、高等学校卒業程度の筆記考査を行います。  
択一式、40問必須解答、配点は100点、考査時間は2時間です。

（視覚障がい（又は読字障がい）のある方の第1次選考の考査時間は、点字による受験を希望する場合は3時間となり、考査時間の延長を希望する場合は2時間30分となります。）

考査実施日は、10月23日（日）です。

第2次選考の論文考査及び適性検査は10月23日に第1次選考に引き続いて行いますが、第1次選考合格者のみ第2次選考で採点します。論文考査・適性検査を受験しなかった場合は、第1次選考は不合格となります。

(2) 第2次選考

ア 論文考査

公務員として必要な一般的課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力等を有するかどうかをみるための論文考査を行います。

出題数は1題、配点は40点、考査時間は1時間です。

活字による受験の場合は約800字（点字による受験の場合は、1400マス、1行32マスで設定した場合、44行）となります。

考查実施日は10月23日です。

#### イ 適性検査

公務員として職務遂行上必要な素質及び適性について、検査を行います。配点はありません。

考查実施日は、10月23日です。

#### ウ 口述考查

主として人柄、性格等をみるため、個別面接を行います。

配点は160点です。

考查実施日は、11月24日から11月30日のうち1日です。

### (3) 注意事項

基準に満たない考查種目がある場合は、不合格になります。最終合格者は、第1次選考の得点と第2次選考の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。

教養考查の例題1問から3問と、過去3年分の論文課題を徳島県職員採用案内ホームページ上にテキストファイル形式で掲載しています。県庁ふれあいセンター（徳島県庁1階）には、活字版のほか、点字版も用意しています。

## 5 受験上の配慮事項等

次の(1)から(3)の方法を希望する場合、また、受験上の配慮が必要な場合は、受験申込書の「受験に当たっての要望事項」に記入してください。

なお、受験申込書への記入がない場合は、対応できないことがあります。

(1) 視覚障がい（又は読字障がい）のある方は、その障がいの程度により以下の方法による受験ができます。

ア 点字による受験（パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。ただし、パソコンは各自で用意してください。）

点字による受験の場合は、教養考査の考査時間は3時間  
(活字による受験の場合は2時間) となります。

イ 考査時間の延長(拡大活字問題を併せることができます。)  
良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等  
でこれに相当すると医学的観点から認められる方が対象とな  
ります。対象となるかどうかを受験申込後に診断書等で確認  
します。

教養考査の考査時間は2時間30分(活字による受験の場  
合は2時間) となります。

ウ 拡大活字問題(14ポイント程度)で受験することもでき  
ます。

(2) 聴覚障がい又は音声・言語機能障がいの方は、第2次選考  
の口述考査のコミュニケーション手段として、筆談等の方法に  
より受験することができます。

(3) 上肢機能障がい等で筆記が困難な方は、論文考査においてパ  
ソコンを使用することができます。ただし、パソコンは各自で  
用意してください。

## 6 受験手続

(1) 「電子申請」を推奨しますが、「郵便申請」でも申込みでき  
ます。

(2) 申込み方法など具体的な手続については、徳島県人事委  
員会事務局までお問い合わせください。

## 7 合格から採用までの流れ

(1) 人事委員会は、任命権者(知事、教育委員会、警察本部長)  
に対し最終合格者を通知し、これに基づいて任命権者が採用者  
を決定します。

(2) 採用は、原則として令和5年4月1日以降です。

## 8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和27年徳島県条例

第2号)等の規定により、原則として高校卒の場合で、  
157,533円(給料月額に地域手当を加えた額。令和4年  
4月1日現在)が支給されます。このほか、期末・勤勉手当、扶  
養手当、住居手当、通勤手当等が、それぞれの支給条件に  
応じて支給されます。  
また、一定の職歴等がある者については、その経歴に応じて所定  
の金額が給料月額に加算される場合があります。

## 9 選考結果の口頭による開示請求

この選考考査の結果については、徳島県個人情報保護条例  
(平成14年徳島県条例第43号)第26条第1項の規定に基  
づき、次のとおり口頭で開示を請求することができます。  
開示請求できる者は、不合格者(本人)に限ります。本人が  
直接開示場所にお越しく下さい。電話、はがき等による請求は  
できません。

開示請求する際には、「選考当日配付する受験番号票」及び  
「運転免許証や学生証等の本人確認書類」が必要です。  
第1次選考結果の開示内容は、第1次選考考査の総合得点及  
び総合順位です。  
最終結果の開示内容は、第2次選考考査の種目別得点、総合  
得点及び総合順位と第1次選考考査の総合得点及び総合順位で  
す。

それぞれの選考考査結果の開示期間は、それぞれの合格発表日  
から1月間です。

開示場所は、徳島県人事委員会事務局(徳島県庁5階南側)  
です。

開示時間は、祝日を除く月曜日、8時30分から17時15分  
までです。

## 10 その他

(1) この選考に関する問い合わせ先  
徳島県人事委員会事務局 任用課

〒770-8570

とくしましばんだいちょう ちょうめ ばんち とくしまけんちょう かい  
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁 5階

でんわ  
電話088-621-3211

ファクシミリ088-621-2887

E-mail : shiken@mail.pref.tokushima.jp

URL : <https://www.pref.tokushima.lg.jp/saiyou/>

- (2) 第1次選考当日は、手帳等によって受験資格の確認を行いますので、手帳等（原本：コピー不可）を必ず持参してください。持参していない場合は、受験できません。
- (3) 第1次選考の採点は、光学読取をしますので、選考当日は、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを使用してください。
- (4) 介助のための付添人の方は、考査時間中に試験室に入室することはできません。別室で待機していただきます。
- (5) 時計は、時計機能だけのものに限り使用を認めます。携帯電話やスマートフォン、ウェアラブル端末等は、身につけたり、机の上に置くことはできません。
- (6) 自然災害等により、延期など選考日程を変更する場合は、徳島県のホームページ、フェイスブック、ツイッターで情報提供いたします。
- (7) 第1次選考会場については、付近に受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してください。また、送迎する場合は、近隣の施設・店舗等への無断駐車は絶対にしないでください。
- なお、車いす使用等の理由で自動車でなければ会場に來れないため、事前に受験申込書により申し出られた方は駐車できます。